

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員安全衛生管理規程

令和2年9月29日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(会長の責務)

第2条 会長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、会長及びこの規程により置かれる安全衛生推進者が講じる職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(安全衛生推進者)

第4条 会長は、法第12条の2の規定に基づき法人の各事業場に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(産業医)

第5条 会長は、法第13条の2の規定に基づき産業医を置く。

2 産業医は、職員の健康管理、衛生教育その他健康の保持増進を図るため医学的知識並びに職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置を講じるものとする。

3 産業医は、前項に掲げる事項について安全衛生推進者に対して指導し、又は助言することができる。

4 産業医は、事業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生推進会議の設置)

第6条 会長は、次の各号に掲げる職員の安全及び衛生に関する重要な事項について調査審議させるため、安全衛生推進者及び産業医で構成する安全衛生推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止の対策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び健康障害の防止に関すること。

(会議の議長等)

第7条 会議に議長及び副議長を置き、議長は法人事務局から選任された安全衛生推進者をもって充て、副議長は、議長が選任する。

2 議長は会務を統括し、会議を代表する。

3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第8条 会議は、議長が招集する。

(会議の庶務)

第9条 会議の庶務は、事務局において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

2 長井市社会福祉協議会職員の安全衛生に関する要領（平成29年4月1日制定）及び長井市社会福祉協議会安全推進会議運営細則（平成29年4月1日制定）は、廃止する。